

○厚生労働省告示第二百四十号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十八条の規定に基づき、及び同法を実施するた
め、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条
件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関し
て適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第五の五を第五の七とし、第五の四の次に次の二項を加える。

五 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

(一) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下

「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主
による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うこと
は許されないこと。

イ 当該労働者に対して、退職の強要（勧奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勧奨
であつて、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接
行うこと。

ロ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

(二) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

イ 当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

ロ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

六 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の五第二項第一号イ(4)、第百十條

第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第百十條の三第一項第一号、第百十二條第二項第一号ハ、

第二号ハ及び第三号イ(3)、第百十八條の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号並

びに附則第十五條の五第二項第一号イ及び第十七條の四の四第一項第一号の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。